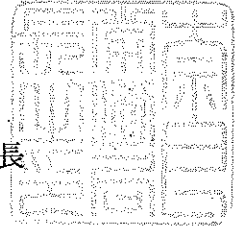


奈勞発基0410第3号

令和6年4月10日

関係団体各位

奈良労働局長



山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの
改正について

山岳トンネル工事においては、地山を掘削してトンネルを築造するため、掘削面から岩石が落下して労働者に激突する肌落ち災害が見受けられることから、平成28年12月26日付け基発1226第1号により「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」を策定したところですが（最終改正平成30年1月18日）、その後の肌落ち災害の発生状況を踏まえ、当該ガイドラインを別添のとおり改正しましたので、傘下会員に対して周知啓発を行うとともにその定着を図り、本ガイドラインに基づく肌落ち災害防止対策の実施にお取り組みいただきますようお願いいたします。